

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声でなく手や指、体などの動き及び顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ視覚言語であり、手話を使う人たちにとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

平成１８年１２月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されており、日本政府は同条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成２３年８月に施行された「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第２２条では国や地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広めるとともに、聴覚障害者が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使うことができ、さらには手話が言語として普及、研究される環境づくりに向けた法整備を国として実現する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

早期に「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年６月１９日

宮城県美里町議会議長 吉田 眞悦

衆議院議長	伊吹	文明	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
文部科学大臣	下村	博文	殿
厚生労働大臣	田村	憲久	殿